

資料4

容量表示付きガラス製びん(壠)に関する JIS を改正

—適正計量の確保と資源循環型社会への貢献を目指します—

平成27年6月22日

容量表示付きガラス製びんの日本工業規格(JIS)について、ビールびんの軽量化へのニーズや、ガラスびんの製造技術の向上などを踏まえ、所要の改正をいたしました。

本 JIS は、計量法の特殊容器制度(※)の技術基準に引用されており、適正な計量確保に重要な役割を果たしています。

(※)内容量を計量することなく、液面の高さを計量することによって取引することが認められているガラス製びん

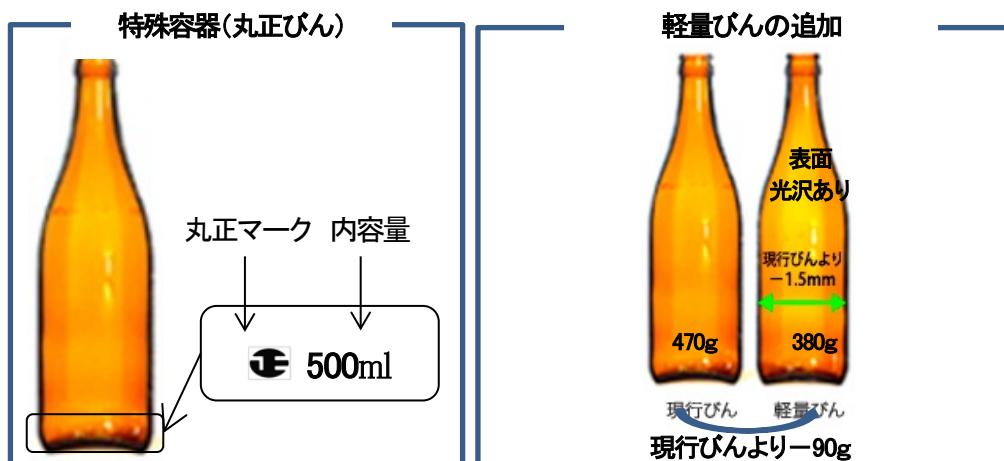
規格改正の背景と概要

外表面をセラミックコーティング技術等で強化した軽量ビールびんは、既に流通していますが、今秋に、新たな形状と容量の軽量ビールびんが全国で市場へ投入される予定です。

ビールびんの内容量の計量は計量法の特殊容器制度に従っており、当該制度の対象となるびんの種類は技術基準で引用される JIS に定められていますことから、今般、新たなビールびんの型式を JIS に追加しました。これにより、新たな軽量ビールびんの普及が促され、輸送時の重量軽減による CO₂ 排出削減や、作業者の負担軽減等のメリットが得られると考えられます。

また、ガラスびん製造技術の向上等を踏まえ、ガラスびんメーカーにおけるデータ検証結果に基づいたびんの容量公差及び下限入味線高さを変更しました。さらに、事業者からの要望や使用の実態を踏まえ、一部の型式に充填可能な「しううちゅう」や「しうゆ」などの商品を追加するとともに、過去 20 年間製造実績のない型式の製造期限と充填事業者に対する使用期限を設定するなどの改正も併せて行いました。

なお、計量法の特殊容器制度におけるガラスびんは、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達で取扱いが規定されており、酒類製造者は、酒類を丸正びんに充填した場合、内容量を計量することなく、丸正びんの本数から算出した数量に基づき、酒税の申告をすることが可能です。こうしたことから、国税庁とも連携し、同序において、JIS の改正と同日付で当該通達を改正しました。



特殊容器の表示例と軽量びんの概要

【担当】経済産業省 産業技術環境局 国際標準課(03-3501-9283、内線 3426~3427)

(課長)福田 泰和 (担当)永田 邦博、山城 丈

【計量法所管】経済産業省 産業技術環境産業局 計量行政室(03-3501-1688、内線 3462~3464)

(室長)三浦 裕幸 (担当)関野 武志、大木 教子